

課 題	具体的取組	取組目標	5年間の取組成果	主な実績
			主な施設の利用率状況(18年度→21年度) ・区役所附設会館(37施設→36施設) 18年度:49.3%→21年度:62.0% ・人権文化センター(13施設→11施設) 18年度:14.9%→21年度:35.0% ・市民学習センター(5施設) 18年度:65.2%→21年度:71.6% ・クレオ大阪(5施設) 18年度:63.9%→21年度:68.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・利用当日受付の実施
2 施設の活用の見直し	①面積当り経費の削減 ②統廃合	施設の管理運営は、指定管理者制度の導入など原則として競争原理の生じる形態での外部委託とし、効率化、変動化を図る (1)施設において実施される各種事業について、その公共性に応じて廃止や民間委託も含めた今後のあり方を整理する (2)施設本来の設置目的を損なわない範囲で、ニーズに応じた運用や柔軟な利用料金の設定、また廃校後の校舎や運動場用地の活用を図るなど施設の有効活用に努める (3)同時に、施設自体のあり方についても転用や複合化も含めて見直し、全庁的な組織のもとで方向性を示す	指定管理制度導入効果 ▲44.7億円(17～21年度) (全会計 税等ベース) 「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」を策定し、指定管理者制度のより円滑な導入と適正な運用を図った結果、導入施設数は353施設、導入による効果額も17～21年度の5年度合計で44.7億円となり、公募による選定割合も94.1%となった。 指定管理者制度を活用し、施設管理だけでなく施設を活用した事業も民間事業者で行うことで地域の活性化につなげるなど事業のあり方を整理することができた。 各所管施設における各種統廃合の実施。 関係6局で構成される資産流動化プロジェクト施設チーム(施設PT)を設置し、施設所管局の整備予定を把握するとともに、市設建築物のデータベースを活用しながら、具体施設について検討を進め、再編整備することができた。 また、施設PTにおいて、利用効率の悪い施設や利用率の低い施設については、施設の維持管理コストや建替え経費なども	<ul style="list-style-type: none"> ・「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」を策定(18年12月) ・22年3月末現在、353施設が指定管理者制度へ移行済み (18年度末)→(23年3月末) 公 募 : 162施設 → 332施設 非公募 : 115施設 → 21施設 計 : 277施設 → 353施設 公募割合 : 58.5% → 94.1% ・「市民利用施設の利用状況」を公表(18年12月～) ・「低利用施設における利用状況と今後の取組み計画」を策定(19年4月) ・「市設建築物のファシリティマネジメントの取組み等」について状況を公表(19年7月～) ・全保有資産(土地・建物)に関するデータベースの公表(22年11月) ・「市設建築物における再編整備計画」の公表(22年11月) [実施施設] ・東淀川勤労者センターの廃止及び地域老人福祉センター(9館)の廃止(19年3月) ・北区と城東区の元勤労青少年ホームを保育所へ転用(19年4月)